

| | |
|---|-----------------------|
|  | <h2>区職員の懲戒処分について</h2> |
| と き | 平成29年12月12日(火)発表 |
| と ころ | 練馬区役所(練馬区豊玉北6-12-1) |
| 練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。 | |

【公表内容】

1 不適切な事務処理

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

土木部 主任主事 53歳 男性 戒告

土木部 課長 53歳 男性 戒告

概要

区では、駅前等に放置され、撤去した自転車および原動機付自転車のうち、保管期間内に所有者が引き取らなかったものを不用品として売却している。

区は、売却契約の相手方に平成28年5月から平成28年8月までの間に3,060台の自転車等を引き渡したが、売却代金が納付されず、訴訟手続きに基づく債権差押を行ったものの752万7,057円が未回収となった。

当該職員は、売却契約に係る相手方への請求手続きを失念し、売却代金の納付状況を把握する時期を遅らせた。

このことは、地方公務員法第32条(法令等及び上司の職務命令に従う義務)、同法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

また、上司について、管理監督責任ならびに迅速な報告を怠ったため、懲戒処分とした。

2 通勤途中における交通事故

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

こども家庭部 主任主事 45歳 女性 戒告

概要

当該職員は、平成28年11月17日、通勤のために自家用車を運転中、走行してきた自転車と接触した。この事故により、相手方に、約3か月の治療を要する傷害を負わせた。

このことは、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

3 私事欠勤

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

こども家庭部 主任主事 54歳 男性 戒告

概要

当該職員は、平成29年2月14日から平成29年3月31日までの間、体調不良により7日間、並びに親族の介護および通院への付き添いにより1日、計8日間の私事欠勤を行った。

このことは、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務命令に従う義務）、同法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

4 処分年月日

平成29年12月11日

【問い合わせ】練馬区 職員課 人事係 電話03 - 5984 - 5782